

平成 27 年度 第 2 回 逗子市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成 27 年 11 月 13 日 (金)
午後 2 時～

場 所 逗子市役所 5 階第 6 会議室

1 議題

- (1) 逗子市国民健康保険料の改定に対する市民意見募集 (パブリックコメント) の実施結果及び答申書について

- (2) 逗子市国民健康保険条例の一部改正について

- (3) その他

逗子市国民健康保険料の改定に対する
市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

- 1 意見募集の期間 平成27年10月5日（月）から平成27年11月4日（水）まで

- 2 意見の提出件数 0件

- 3 担当課 国保健康課

(案)

資料②

27 国保運協第 号
2015 年（平成 27 年） 月 日

逗子市長 平井 竜一 様

逗子市国民健康保険運営協議会
会 長 八ツ橋 良三

答 申 書

本運営協議会は、平成 27 年 8 月 13 日付け諮問第 12 号にて諮問のあった逗子市国民健康保険料の改定について、審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

引き続き保険料の収納の確保に努めるとともに、国民健康保険制度について被保険者への周知を図り、制度の安定的な運営に努められたい。

1 諮問事項

(1) 応益・応能割合

逗子市国民健康保険条例第 12 条、第 12 条の 5 の 5 及び第 12 条の 9 に規定する割合について、所得割「100 分の 65」を「100 分の 60」に、世帯別平等割「100 分の 10」を「100 分の 15」に変更する。

(2) 保険料軽減割合

逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 に規定する割合について、「10 分の 6」を「10 分の 7」に、「10 分の 4」を「10 分の 5」に変更し、「10 分の 2」を新設する。

2 答申事項

諮問のとおり変更することについて了承する。

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例 改正概要

平成 28 年度に逗子市国民健康保険料を改定するに当たり、次のとおり改正を行う。

- 1 応能・応益割合を現行の 65 : 35 から 60 : 40 へ変更する。

改正条文 第 12 条、第 12 条の 5 の 5 及び第 12 条の 9 第 1 号の所得割の割合を 100 分の 65 から 100 分の 60 に、同様に第 3 号の世帯別平等割の割合を 100 分の 10 から 100 分の 15 に改正

- 2 保険料軽減割合を現行の 6 割・4 割軽減から 7 割・5 割・2 割軽減へ変更する。

改正条文 第 16 条の 2 に規定する軽減割合を 10 分の 6 から 10 分の 7 に、10 分の 4 から 10 分の 5 に改正し、第 3 号を追加

- 3 その他の改正

字句整理等、所要の改正を行う。